官報

省令

◉厚生省令第二十三号

昭和二十二年八月二十七日
厚生大臣　一松定吉

附則

この省令は、公布の日から、これを施行する。

訓令

◉経済安定本部訓令第十三号

昭和二十二年経済安定本部訓令第三号の一部を昭和二十二年八月二十七日から改正する。

昭和二十二年八月二十七日
経済安定本部總裁　片山哲

別表中「油脂販賣株式会社」を「油脂販賣株式会社」に改める。

◉昭和十八年四月大藏省告示第百三十七号（清酒及び合成清酒の販賣價格指定の件）の一部を次のように改正する。

昭和二十二年八月二十七日
物價廳長官　和田博雄

一の(一)を次のように改める。

(一)　一升壜詰品（正味一升詰一本當）

種類及級別	製造者最高販賣價格	都道府縣知事指定最高販賣價格	高小販賣業者價格
清酒 第一級	一〇八〇・二九円	一一二〇・〇〇円	一一三〇・〇〇円
合成清酒	八八〇・三五	九九〇・〇〇	一〇〇〇・〇〇
	八〇〇	二〇〇	二〇〇

一の(四)及び(三)中「二十錢」を「五十錢」に改める。

一の(四)を次のように改める。

(四)　物價廳長官ノ承認ヲ受ケタルモノニ製造者ガ其ノ所在都道府縣外ニ移出スル壜詰品ニシテ銘道又ハ糖蜜ニ依リ醸造スルモノノ製造者最高販賣價格ハ、(一)乃至(三)ノ價格ニ左ノ加算額ノ範圍内ニ於テ承認ヲ受ケタル金額ヲ加算シタル價格ニ依ルモノトス

告示

金屬回收株式会社
日本藥業株式会社
日本藥品株式会社

◉總理廳告示第二十八号

参議院議員選挙法第七十一條第五項の規定により行う岩手縣選出任期六年の参議院議員の補欠選挙に関し、昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條第一項の規定により候補者が届書に該当する者でない旨の確認を内閣總理大臣に対して求むべき期日を、次のように指定する。

昭和二十二年八月二十七日
内閣總理大臣　片山哲

同　昭和二十二年八月二十七日から九月五日まで

◉總理廳告示第二十九号

地方自治法第六十三條第一項の規定により千葉縣会議員（選挙区安房郡）の補欠選挙に関し、昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條第一項の規定により候補者が届書に該当する者でない旨の確認を内閣總理大臣に対して求むべき期日を、次のように指定する。

昭和二十二年八月二十七日
内閣總理大臣　片山哲

同　昭和二十二年八月二十七日から九月五日まで

種類及級別　　加算額（一本當）

清酒 第一級　　二円〇五
合成清酒　　二〇〇

一の(六)第一項中「二円五十錢」を「四円」に、「一円二十錢」を「二円」に、「二円一・〇〇」「二円一・五一〇〇」「二円二・五〇〇」「二円三・〇〇」「二円四・〇〇」に改める。

一の(六)第二項中「三円五十錢」を「十二円」に、「三円三十錢」を「十一円十錢」に改める。

二の(一)を次のように改める。

(一)　四斗樽詰品（正味四斗詰一樽當）

種類及級別	製造者最高販賣價格	都道府縣知事指定最高販賣價格	高小販賣業者價格
清酒 第一級	三三四、七五〇・〇〇円	三三四、八八九・〇〇円	四四五、二四四・〇〇円
合成清酒	三三四、七六〇七・〇〇	三三四、四四二・〇〇	四四九、二七〇・〇〇
		三三〇・〇〇	二〇〇・〇〇

二の(三)中「百十一円」を「三百十五円」に、「百十円四十錢」を「三百十一円」に改める。

二の(三)中「百十一円」を「三百十五円」に、「五十九円」を「百六十七円」に改める。

二の(四)中「百十一円」を「三百十五円」に、「三十二円」を「八十八円」に改める。

二の(五)中「一・〇〇円」を「三四六・〇〇円」に、「〇五〇〇」を「〇五〇〇」に改める。

二の(六)を次のように改める。

(六)　製造者最高販賣價格ハ、(一)乃至(五)ノ價格ヨリ左ノ金額ヲ減少シタル價格ニ依ルモノトス

區分	減少額（一樽當）
四斗樽新樽一等品	四五五・〇〇円
四同二等品	五六〇・〇〇
三四斗斗樽入樽新樽	五三〇・〇〇
三四斗斗樽入樽故樽	五三〇・〇〇
二斗樽新樽一等品	二二〇・〇〇
二同二等品	二八〇・〇〇
二斗樽故樽	二八〇・〇〇
一斗樽新樽一等品	一四〇・〇〇
一同二等品	一四〇・〇〇
一斗樽故樽	一四〇・〇〇

前項ノ一等品及二等品トハ昭和二十二年六月二十七日物價廳告示第三百三十三号ヲ受ケタルトキハ第一項ノ二等品又ハ二等品ニ該當スルモノトス

二の(七)中「二九九九円九・〇〇〇〇」を「二三三六七五五円・〇〇〇〇」に改める。

二の(八)中「百円」を「二百円」に改める。

二の(九)中「四円九十錢」を「十四円七十錢」に、「一円五錢」を「三円十五錢」に、「八十錢」を「二円四十錢」に改める。

三の(一)を次のように改める。

(一)　一斗壺詰品(正味一斗詰一壺當)

種類及級別	製造者最高販賣價格	都道府縣酒類販賣株式會社最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
清酒 第一級	一、〇七三・〇〇円	一、一八八・五〇円	一、二九三・六〇円
清酒 第二級	八〇六・〇〇〇	九一六・〇〇〇	九九九・六〇〇
合成清酒	八七一・〇〇〇	九一六・〇〇〇	九九九・六〇〇

四　中味最高販賣價格

種類及級別	製造者最高販賣價格(正味一升當)	都道府縣酒類販賣株式會社最高販賣價格(正味一升當)	小賣業者最高販賣價格(正味一升當)
清酒 第一級	一〇六・五〇〇円	一一五・〇〇〇円	一三二・〇〇〇円
合成清酒 第二級	七九・八〇〇	八八・二〇〇	一〇二・〇〇〇
	八六・三〇〇	八八・二〇〇	一〇二・〇〇〇

六中「三三八・〇〇〇円」を「四〇・〇〇〇円」に、「三三三・〇〇〇」を「三六・〇〇〇」に改める。

七中「五百円」を「千円」に改める。

九中「五十錢」を「一円」に改める。

十三中「三円五十錢」を「四円七十錢」に、「二百五十一円」を「五百三円」に、「百十一円」を「三百十五円」に、「百十円四十錢」を「三百十一円」に、「五十九円」を「百六十七円」に、「三十二円」を「八十八円」に改める。

◉物價廳告示第五百一号

昭和十八年四月大藏省告示第百三十八号(燒酎及び味淋の販賣價格指定の件)の一部を次のように改正する。

昭和二十二年八月二十七日

物價廳長官　和田　博雄

(一)　一斗壺詰品

種類	成分規格 アルコール分	成分規格 ボーメー比重計指度	製造者最高販賣價格	都道府縣酒類販賣株式會社最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
燒酎	二五度以上	一度以上	八七三・〇〇円	一、〇〇七・〇〇円	一、一九九・〇〇円
味淋 (本味淋 本直シ)	一三	一九	九三二・〇〇〇	九八〇・〇〇〇	一〇九・〇〇〇
	二二	二	九八一・〇〇〇	一〇七・〇〇〇	一一九・〇〇〇

二及び三を次のように改める。

(二)　壜詰品最高販賣價格

種類	成分規格 アルコール分	成分規格 ボーメー比重計指度	製造者最高販賣價格	都道府縣酒類販賣株式會社最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
燒酎	二五度以上	一度以上	八九五円	八九・〇〇円	九九・〇〇円
味淋 (本味淋 本直シ)	一三	一九	九〇七・〇〇〇	一〇七・〇〇〇	一〇七・〇〇〇
	二二	二	九八一・〇〇〇	一〇七・〇〇〇	一〇七・〇〇〇

二　樽詰品最高販賣價格

區分	製造者最高販賣價格	麥酒配給株式會社最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
一　立當	三〇・一七円	三一・六六円	三四・八〇円

四中「六七・〇〇円」を「七一・〇〇円」に、「三五・〇〇〇」を「三七・五〇〇」に、「二〇四・〇〇〇」を「二二二・〇〇〇」に改める。

六中「二百五十円」を「五百円」に改める。

◉物價廳告示第五百三号

昭和十八年九月大藏省告示第三百八十八号(雜酒、果実酒、白酒及び濁酒の販賣價格指定の件)の一部を次のように改正する。

昭和二十二年八月二十七日

物價廳長官　和田　博雄

一の(一)乃至(四)を次のように改める。

(一)　雜酒壺詰品(正味一斗詰一壺當)

級別	成分規格 アルコール分	成分規格 エキス分	製造者最高販賣價格	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
第三級 ウヰスキー乙類、ブランデー乙類、ラム又ハウオツカ	四〇度以上	一度以上	一、一二〇五・五〇円	二、三一五・八〇円	二、四七八・〇〇円
甘味ブランデー甲類	四〇	一	二、二三〇・五〇	二、三四二・〇〇	二、五〇六・〇〇
麥酒甘味葡萄酒甲類	三〇	四	一、五三一・五〇	一、六〇八・一〇	一、七二〇・六〇
甘味葡萄酒甲類	一四	一二	一、一七六・〇〇	一、二二四・八〇	一、三二一・二〇
特撰セザル雜酒	一四	一二	一、二七〇・三〇	一、三三三・八〇	一、四二七・二〇
第四級	一〇	—	八八八・〇〇	九三二・四〇	九九七・七〇
麥酒甘味葡萄酒乙類	一二	一〇	九〇八・〇〇	九五三・五〇	一、〇二〇・二〇
甘味葡萄酒乙類	一〇	一〇	八八五・〇〇	九二九・三〇	九九四・三〇
甘味果實酒乙類	一〇	一〇	八八一・五〇	九二五・五〇	九九〇・三〇

(二)　果實酒壺詰品及樽詰品

(イ)　壺詰品(正味一斗詰一壺當)

級別	成分規格 アルコール分	製造者最高販賣價格	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
第二級 甲類	一二度以上	八八三・五〇円	九二七・七〇円	九九二・五〇円
乙類	一〇	七九三・七〇	八三三・四〇	八九二・〇〇
第三級	七	六三六・〇〇	六六七・八〇	七一四・五〇

(ロ)　樽詰品(正味一斗當)

級別	成分規格 アルコール分	製造者最高販賣價格	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
第二級 甲類	一二度以上	八八三・五〇円	九二七・七〇円	九九二・五〇円
乙類	一〇	七九三・七〇	八三三・四〇	八九二・〇〇
第三級	七	六三六・〇〇	六六七・八〇	七一四・五〇

(三)　白酒壺詰品(正味一斗詰一壺當)

成分規格		製造者最高販賣價格	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
アルコール分	六度以上	一、〇七三・〇〇円	一、一一六・〇〇円	一、二〇五・〇〇円
エキス分	三八度以上			

(四)　濁酒樽詰品(正味一斗當)

成分規格		製造者最高販賣價格	卸賣業者最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
アルコール分	一〇度以上	五〇三・〇〇円	五二八・〇〇円	五六五・〇〇円
原エキス分	一八度以上			

一の(六)中「一一一・〇〇円」を「一一五・〇〇円」に、「九九・〇〇円」を「一一六・〇〇円」に、「五三・〇〇〇」を「二三五・〇〇〇」に、「三二・〇〇〇」を「二二七・〇〇〇」に、「二九・〇〇〇」を「六八・〇〇〇」に改める。

二の(一)、(二)及び(四)を次のように改める。

(一)　雜酒壜詰品

級別	成分規格 アルコール分	成分規格 エキス分	容量	製造者最高販賣價格(一打當)	卸賣業者最高販賣價格(一打當)	小賣業者最高販賣價格(一本當)
第一級 ウヰスキー甲類 オールドサントリーウヰスキー	四三度以上	—	七二〇cc以上	一、一五四・四〇円	一、二六三・六〇円	一二〇・〇〇円
特選サントリーウヰスキー	四三	—	七二〇	一、〇八二・四〇	一、一七二・四〇	一一〇・〇〇
特選トミーモルトウヰスキー及ニッカウヰスキー	四三	—	七二〇	一、〇四六・四〇	一、一二三・二〇	一〇四・〇〇
同 サントリーウヰスキー、トミーモルトウヰスキー及キングウヰスキー	四三	—	六四〇	九六一・四四	一、〇四一・八四	九八・〇〇
同 ブランデー甲類中ヘルメスブランデー、ニッカブランデー、大黒ブランデー及甲鐵ブランデー	四三	—	六四〇	九二九・二八	九九六・〇〇	九二・〇〇
同	四三	一	六四〇	九二九・二八	九九六・〇〇	九二・〇〇

◉物價廳告示第五百二号

昭和十八年四月大藏省告示第百三十九号(麥酒の販賣價格指定の件)の一部を次のように改正する。

昭和二十二年八月二十七日

物價廳長官　和田　博雄

一及び二を次のように改める。

一　壜詰品最高販賣價格

區分	單位	製造者最高販賣價格	麥酒配給株式會社最高販賣價格	小賣業者最高販賣價格
麥酒大壜詰品	二打當	四八一・〇〇円	五〇四・〇〇円	五五二・〇〇円
麥酒小壜詰品	二打當	二五三・六八	二六五・六八	二九一・一二
	一本當	六三・三四	六六・三三	七二・六五

(一本當)

(一本當)

第一級 ウヰスキー甲類（第一級ニ屬スルモノヲ除ク）	四三	～	～	七二〇	一、三五九・〇〇
同	四三	～	～	一七〇	一、二八一・七二
同 ブランデー甲類（第一級ニ屬スルモノヲ除ク）	四三	～	～	一七〇	三四五・九六
同	四三	～	～	六四〇	一、〇六・四八
甘味果實酒甲類	四三	～	～	六四〇	一、二〇六・四八
同 ニッカ林檎酒	二三	一四	四〇	七二〇	一、三五九・〇〇
同 リキュール類	二三	一四	四〇	一五〇	一八七・〇八
キュラソー	二四	四三	七七	七二〇	九六〇・〇〇
マラスキー	二四	四二	七七	七二〇	八九二・八〇
ペパーミント	二〇	三七	七二	七二〇	八〇六・四〇
其ノ他ノリキュール	二二	三七	七二	七二〇	八三四・〇〇
藥味酒甲類中 養命酒（大）	一八	二〇	六〇	六〇〇	六二六・〇四
同（小）	一八	二〇	一八	一八〇	一八七・九二
甘味葡萄酒甲類中 ヘルメスデリカ白及特選皇國ポートワイン	一四	一四	七二	七四〇	七九二・〇〇
發泡酒甲類中 ヘルメスシャンパン	一〇	六	七二	七五九	七〇・〇〇
第三級 ウヰスキー乙類、ブランデー乙類、ラム又ハウオツカ	四〇	―	七二	一、〇七八・八〇	一、一四四・八〇
同 ジン	四〇	―	一五	二三〇・八八	二四四・九二
ブランデー丙類	二五	―	六四	一、〇九〇・八〇	一、五六・八〇
甘味ブランデー甲類	三〇	四	六四	五五五・八四	五八三・五六
同 乙類	二八	二二	七二	六七三・〇八	七〇六・八〇
セリー	一八	五	七二	八二〇・三二	五四九・〇〇
藥味酒甲類（第二級ニ屬スルモノヲ除ク）	一八	二〇	四五	三六八・四〇	三六八・七六
同 乙類	一五	一五	四五	三四二・〇〇	三五九・〇四
同 丙類	一三	三〇	四五	三六二・六〇	三八一・六〇
ベルモット	一七	一四	七二	五五五・六〇	五九三・〇〇
藥味甲類 甘味葡萄酒	一四	一二	四五	三九二・四〇	四一一・六〇
甘味葡萄酒甲類（第二級ニ屬スルモノヲ除ク）	一四	一二	五五	四八三・六〇	五一〇・〇〇
甘味果實酒乙類	一〇	一〇	七二	一、三五九・〇〇	一、四四六・〇〇
發泡酒甲類（第二級ニ屬スルモノヲ除ク）	一〇	六	七二	五四四・二〇	四七・〇〇
特揭セザル雜酒	四	―	四〇	二七六・七二	二六・〇〇
第四級 甘味果實酒丙類	一五	一六	五五	三七四・四〇	三九三・五〇
同丁類	一〇	一〇	五五	三四一・二八	三五八・八〇
藥酒 甘味葡萄酒	一二	一〇	四五	二八八・〇〇	三〇二・四〇
乙類	一六	一〇	五五	三四二・六〇	三六〇・〇〇
甘味葡萄酒乙類		五	六四	五〇二・八〇	五三四・〇〇
蜜柑酒					

（二）果實酒壜詰品

級別	成分規格 アルコール分	容量	製造者最高販賣價格（一打當）	卸賣業者最高販賣價格（一打當）	小賣業者最高販賣價格（一本當）
第一級 甲類	一〇度以上	七二〇cc以上	五三五・五六円	五八八・〇〇円	五五・〇〇円
同 乙類	一二	一、八〇〇	三九六・八四	一、一三四・〇〇	一〇一・〇〇
同	一二	六四〇	三九八・八〇	四二〇・〇〇	三八・〇〇
第二級	一〇	一、八〇〇	三五八・六八	一、〇二二・四〇	九一・五〇
同	七	六四〇	七九三・二〇	八七八・六〇	七四・〇〇
第三級		六四〇	二九一・四八	三〇五・〇〇	二八・〇〇

（四）白酒壜詰品

成分規格		容量	製造者最高販賣價格（一打當）	卸賣業者最高販賣價格（一打當）	小賣業者最高販賣價格（一本當）
アルコール分	エキス分				
六度以上		一、八〇〇cc以上	一、三一四円	一、三六六・八〇円	一二・三〇円
三八度以上		六〇〇	四四四・〇〇	四六二・〇〇	四一・五〇
三八	六				

二の(五)に次の一項を加える。

特殊ノ壜ヲ使用シタル雜酒第一級ニシテ其ノ壜代ノ加算ニ付物價廳長官ノ承認ヲ受ケタルトキハ前項ノ加算額ニ拘ラズ二ノ(一)ノ價格ニ物價廳長官ノ承認ヲ受ケタル金額ヲ加算スルコトヲ得ルモノトス

三の(一)を次のように改める。

(一)　一升以下量賣價格（一合當）

種類及級別	成分規格 アルコール分	エキス分（濁酒ハ原エキス分）	小賣業者最高販賣價格
雜酒第三級 ウヰスキー乙類、ブランデー乙類、ラム又ハウオツカ ジン	四〇度以上	―	二五・五〇円
甘味ブランデー甲類	四〇	四	二五・七〇
藥酒甘味葡萄酒甲類	三〇	―	一七・七〇
甘味葡萄酒甲類	一四	一二	一四・六〇
特揭セザル雜酒		一二	一五・〇〇

同第四級 藥酒甘味葡萄酒乙類	一二	一〇	一〇	一〇・八〇	一〇・〇〇
甘味葡萄酒乙類	一〇	一〇	一〇	一〇・六〇	一〇・〇〇
甘味果實酒甲類				一〇・五〇	
果實酒第二級 甲類	一二	一〇	―	一〇・〇〇	一〇・〇〇
乙類	一二	一〇	―	一〇・〇〇	一〇・〇〇
同第三級 白酒	七	六	三八	七九・〇〇	七〇・〇〇
濁酒			一	五・七〇	五・〇〇

四を次のように改める

四　酒場、料理店等ヘ酒稅法施行規則第十條ニ規定スル酒類販賣業者ヲ謂フ）最高販賣價格

種類及級別　單位（中味）　最高販賣價格

第一級 ウヰスキー及ブランデー	三〇cc當	四円	〇〇
第二級 ウヰスキー、ブランデー、ラム、ウオツカ又ハジン	同	三	〇〇
其ノ他	四〇cc當	二五	〇〇
第三級	三〇cc當	一五	〇〇
第四級	一〇〇cc當	四〇	〇〇
	一合當	七〇	〇〇

果實酒 第二級 甲類	同	三	〇〇
第三級 乙類	同	三	〇〇
白酒	同	三	〇〇
濁酒	同	一	〇〇
五の(一)中「五十錢」を「一円三十錢」に改める。	同	六	一

五の(二)中「三十錢」を「一円」に、「六十錢」を「一円八十錢」に、「五十錢」を「一円五十錢」に改める。

六の(五)中「五十錢」を「一円五十錢」に改める。

七中「五百円」を「千円」に改める。

十中「十五円」を「六十円」に、「十円」を「二十五円」に改める。

◉物價廳告示第五百四号

昭和十八年七月大藏省告示第二百八十七号（酒類の表示樣式等指定に関する件）の一部を次のように改正する。

昭和二十二年八月二十七日　物價廳長官　和田　博雄

◉内務省告示第二百六十六号

警視廳皇宮警察部設置制第一條により、次のように指定する。

昭和二十二年八月二十七日　内務大臣　木村小左衛門

一　靜岡縣田方郡伊豆長岡町堀ヶ之上二百七十番地　三養莊

◉内務省告示第二百六十七号

國籍法第二十條ノ二第二項の規定によつて、日本國籍を離脫したものは、次のとおりである。

昭和二十二年八月二十七日　内務大臣　木村小左衛門

本籍　神奈川縣足柄下郡下府中村鴨宮二〇〇番地

住所　北米合衆國カリフオルニヤ州ロスアンゼルス市南サンピドロ一二三番地

居所　東京都澁谷区幡ヶ谷笹塚一一二六番地　三宅安太郎方　永井　正次

◉内務省告示第二百六十八号

國籍法第二十條ノ二第二項の規定によつて、日本國籍を離脫したものは、次のとおりである。

昭和二十二年八月二十七日　内務大臣　木村小左衛門

本籍　山口縣防府市大字西佐波令一八六〇番地

住所　米領ハワイホノルル市南キング街一七三五番地

居所　埼玉縣北足立郡朝霞町大字溝沼　日共組内　中村　豊

◉大藏省告示第百九十六号

昭和二十二年七月大藏省告示第百四十三号（財産調査委員会調査員定數表）の一部を次のように改正し、即日施行する。

昭和二十二年八月二十七日　大藏大臣　栗栖　赳夫

財産調査委員会調査委員定數表中東京財務局の部麴町稅務署の項を次のように改める。

―麴町―　神―八人―　田―八人―

同表中同財務局の部日本橋稅務署の項「十二人」を「十人」に改める。

同表中同財務局の部赤坂稅務署の項を次のように改める。

―赤―　谷―八人―　布―八人―

同表中同財務局の部小石川稅務署の項を次のように改める。

―小―　石―八人―　本―八人―　郷―八人―

同表中同財務局の部下谷稅務署の項を次のように改める。

―下―　谷―八人―　浅―八人―　草―八人―

同表中同財務局の部世田谷稅務署の項の次に次の一項を加える。

―玉―　川―十四人―

同表中財務局の部中野稅務署の項を次のように改める。

―中―　野―十四人―　淀―十四人―　橋―十四人―

同表中同財務局の部板橋稅務署の項を次のように改める。

―板―　橋―十二人―　練―十二人―　豐―十二人―　島―十二人―

同表中同財務局の部荒川稅務署の項を次のように改める。

―荒―　川―八人―　足―八人―　立―八人―

同表中同財務局の部向島稅務署の項を次のように改める。

―墨―　田―八人―　葛―十四人―　飾―十四人―

同表中同財務局の部亀戸稅務署の項を次のように改める。

―江―　戸―十二人―　東―十二人―

同表中同財務局の部立川稅務署の項を次のように改める。

―立―　川―十六人―　武―十六人―　藏―十六人―　野―十六人―

同表中同財務局の部横濱稅務署の項を次のように改める。

―横―　濱―八人―　磯―八人―　子―十二人―　戸―十二人―　塚―十二人―

同表中同財務局の部神奈川稅務署の項を次のように改める。

―神―　奈―十八人―　川―十八人―　鶴―十八人―　見―十八人―

同表中同財務局の部大磯稅務署の項を次のように改める。

―大―　磯―十八人―　厚―十八人―　木―十八人―

同表中同財務局の部浦和稅務署の項の次に次の一項を加える。

―川―　口―十六人―

同表中同財務局の部千葉稅務署の項を次のように改める。

―千―　葉―十四人―　成―十四人―　田―十四人―

同表中同財務局の部松戸稅務署の項を次のように改める。

―松―　戸―十四人―　市―十四人―　川―十六人―

同表中同財務局の部甲府稅務署の項を次のように改める。

―甲―　府―八人―　加―八人―　納―八人―　岩―八人―

同表中同財務局の部足利稅務署の項の次に次の一項を加える。

―佐―　野―十八人―

同表中同財務局の部高崎稅務署の項の次に次の二項を加える。

―藤―　岡―六人―　群馬富岡―六人―

同表中大阪財務局の部北稅務署の項を次のように改める。

―北―　大阪福島―八人―

同表中同財務局の部生野稅務署の項を次のように改める。

―生―　野―八人―　東―八人―　成―八人―

同表中同財務局の部旭稅務署の項を次のように改める。

―旭―　城―八人―　東―八人―

同表中同財務局の部阿部野稅務署の項を次のように改める。

―阿―　部―十二人―　東住吉―十二人―

同表中同財務局の部西成稅務署の項を次のように改める。

―西―　成―十六人―　住―十六人―　吉―十六人―

同表中同財務局の部堺稅務署の項の次に次の一項を加える。

―泉―　大―十四人―　津―十四人―

同表中同財務局の部岸和田税務署の項を次のように改める。

岸和田　十八人
和泉佐野　十八人

同表中同財務局の部布施税務署の項を次のように改める。

布施　十四人
八尾　十四人

同表中同財務局の部下京税務署の項の次に次の一項を加える。

右京　十四人

同表中同財務局の部東山税務署の項を次のように改める。

東山　十二人
左京　十六人

同表中同財務局の部伏見税務署の項の次に次の一項を加える。

山城田辺　八人

同表中同財務局の部宮津税務署の項を次のように改める。

宮津　六人
舞鶴　六人

同表中同財務局の部神戸税務署の項を次のように改める。

神戸　八人
難波　八人

同表中同財務局の部須磨税務署の項を次のように改める。

須磨　十四人
兵庫　十四人

同表中同財務局の部西宮税務署の項の次に次の一項を加える。

芦屋　十六人

同表中同財務局の部葛城税務署の項の次に次の一項を加える。

櫻井　十二人

同表中同財務局の部粉河税務署の項を次のように改める。

粉河　十二人
海南　十二人

同表中札幌財務局の部江差税務署の項の次に次の一項を加える。

八雲　六人

同表中同財務局の部浦河税務署の項の次に次の一項を加える。

苫小牧　六人

同表中同財務局の部帯廣税務署の項を次のように改める。

帯広　六人
十勝池田　六人
広尾　六人

同表中仙台財務局の部塩釜税務署の項の次に次の一項を加える。

塩釜　六人

同表中同財務局の部築館税務署の項を次のように改める。

築館　六人
佐沼　六人

同表中同財務局の部若松税務署の項を次のように改める。

若松　八人
喜多方　八人

同表中同財務局の部大館税務署の項の次に次の一項を加える。

花輪　六人

同表中同財務局の部弘前税務署の項を次のように改める。

弘前　八人
黒石　八人

同表中同財務局の部野辺地税務署の項の次に次の一項を加える。

田名部　六人

同表中同財務局の部山形税務署の項の次に次の一項を加える。

寒河江　六人

同表中名古屋財務局の部名古屋西税務署の項の次に次の一項を加える。

名古屋中　八人

同表中同財務局の部小牧税務署の項を次のように改める。

小牧　十四人
尾張瀬戸　十四人

同表中同財務局の部大浜税務署の項の次に次の一項を加える。

西尾　八人

同表中同財務局の部豊橋税務署の項の次に次の一項を加える。

新城　六人

同表中同財務局の部静岡税務署の項の次に次の一項を加える。

清水　十六人

同表中同財務局の部沼津税務署の項の次に次の二項を加える。

熱海　十二人
富士宮　十二人

同表中同財務局の部磐田税務署の項の次に次の一項を加える。

掛川　六人

同表中同財務局の部津税務署の項を次のように改める。

津　八人
鈴鹿　八人

同表中同財務局の部四日市税務署の項「十六人」を「十二人」に改める。

同表中廣島財務局の部廣島税務署の項を次のように改める。

廣島　十二人
廿日市　八人

同表中同財務局の部岩國税務署の項を次のように改める。

岩國　八人
柳井　六人

同表中同財務局の部德山税務署の項を次のように改める。

德山　八人
光　八人

同表中同財務局の部厚狭税務署の項を次のように改める。

厚狭　十人
宇部　十人

同表中同財務局の部下関税務署の項を次のように改める。

下関　十四人
長門深川　六人

同表中同財務局の部萩税務署の項「十人」を「六人」に改める。

同表中同財務局の部松江税務署の項を次のように改める。

松江　八人
安來　六人

同表中同財務局の部丸亀税務署の項を次のように改める。

丸亀　十二人
坂出　八人

同表中同財務局の部新居税務署の項を次のように改める。

新居島　八人
三島　六人

同表中同財務局の部德島税務署の項を次のように改める。

德島　十人
川島　八人

同表中同財務局の部福岡税務署の項を次のように改める。

福岡　八人
富岡　八人

同表中同財務局の部富岡税務署の項の次に次の一項を加える。

牟岐　六人

同表中熊本財務局の部熊本税務署の項の次に次の一項を加える。

御船　六人

同表中同財務局の部直方税務署の項を次のように改める。

直方　八人
田川　六人

同表中同財務局の部久留米税務署の項を次のように改める。

久留米　八人
甘木　六人

同表中同財務局の部小倉税務署の項を次のように改める。

小倉　十人
門司　十人

同表中同財務局の部臼杵税務署の項を次のように改める。

臼杵　六人
佐伯　六人

同表中同財務局の部長崎税務署の項を次のように改める。

長崎　十四人
諫早　十四人

同表中同財務局の部佐世保税務署の項「十二人」を「十人」に改める。

同表中同財務局の部武雄税務署の項を次のように改める。

武雄　八人
伊万里　八人

同表中同財務局の部川内税務署の項を次のように改める。

川内　六人
出水　六人

◎大藏省商工省告示第二十号

昭和二十二年七月大藏省商工省告示第四号の一部を次のように改正する。

昭和二十二年八月二十七日

大藏大臣　栗栖　赳夫
商工大臣　水谷長三郎

第二項を削る。

◎商工省告示第二十一号

閉鎖機関令第三條の規定により左の会社等（以下閉鎖機関という。）に関する次の各号の一に該当する業務を指定業務に指定する。

一　閉鎖機関が貿易資金又は貿易公團から輸出物資の代金の支拂を受けて、これにより当該業者に支拂を爲す業務。

二　閉鎖機関が貿易資金より輸出入物資の加工賃又は修理代金の支拂を受けて、これにより当該業者に支拂を爲す業務。

三　燐鉱輸入協会がアンガウルにおいて爲した施設について貿易資金より支拂を受け、これにより金融機関に当該債務の弁済を爲す業務。

昭和二十二年八月二十七日

大藏大臣　栗栖　赳夫
商工大臣　水谷長三郎

日本棉花輸入協会
日本羊毛輸入組合
日本麻類輸入協会
紙輸入協会
石油輸入協会
日本黒鉛輸入協会
金属輸入協会
日本鑛滓輸入協会
日本特殊鑛輸入協会
日本カゼイン輸入協会
海苔輸入配給協会
日本化学品輸入協会
小麦輸入協会
日本蹠詰貿易協会
外米輸入協会
油種輸入協会
燐鑛輸入協会
砂糖輸入協会
雑品輸入協会
飼料輸入協会
日本飲食料品貿易協会
非金属鉱産物輸入協会
日本機械輸入協会
日本タンニン輸入協会
日本生糸輸出組合
日本絹糸布輸出組合
日本毛織糸布輸出組合
日本絹人絹糸布輸出組合
日本紙類輸出組合
日本雑貨輸出株式会社
日本陶磁器交易株式会社
日本木材輸出協会
日本医薬品輸出協会
日本化学製品輸出協会
日本農林産物輸出組合
日本水産物輸出組合
日本毛皮輸出株式会社
日本機械金属貿易株式会社
鉱産物非鉄金属輸出協会
日本輸出繊維製品協会
日本ゴム製品輸出協会
日本セルロイド輸出協会
皮革製品輸出組合
日本硝子貿易株式会社
日本輸出用原材料株式会社

◎農林省告示第四十八号

昭和二十二年農林省告示第四十六号中、次のように改める。

昭和二十二年八月二十七日

農林大臣　平野　力三

一　別表一の一部を次のように改める。

「網走郡網走町（小清水村を含む。）五、〇〇〇貫」の次に「茅部郡森町（砂原村を含む。）五、〇〇〇貫」を加える。

「青森市七〇、〇〇〇貫」の次に「下北郡大畑町三〇、〇〇〇貫」及び「西津軽郡鰺ヶ沢町三〇、〇〇〇貫」を加える。

「氣仙郡末崎村六〇、〇〇〇貫」の次に「同郡大船戸町六〇、〇〇〇貫」を加える。

「同郡江名町九〇、〇〇〇貫」の次に「同郡四倉町四〇、〇〇〇貫」を加える。

「東茨城郡磯浜町三〇、〇〇〇貫」を削除する。

「久慈郡久慈町四〇、〇〇〇貫」の次に「多賀郡大津町三〇、〇〇〇貫」を加える。

「金石港（金沢市金石町、旧大野村字普正寺及び旧二塚村字惠光寺）一五、〇〇〇貫」を削除する。

「小浜地域（遠敷郡小浜町、内外海村及び大飯郡大島村）三〇、〇〇〇貫」を「遠敷郡小浜町三〇、〇〇〇貫」に改める。

「大飯郡高浜町」の下に「（内浦村を含む。）」を加える。

「沼津市三〇、〇〇〇貫」の次に「清水市五〇、〇〇〇貫」を加える。

「鳥取市賀露町六〇、〇〇〇貫」を削り、「西伯郡境町五〇、〇〇〇貫」を加える。

「松江市」の下に「（八束郡惠曇村、加賀村、大庭村及び御津村を含む。）」を加える。

「仁万地域（鹿足郡二万町、温泉津町、五十猛村、静間村、安濃郡波根村及び久手町）二〇、〇〇〇貫」を削除する。

「同郡室戸岬町」の下に「字津呂」を加える。

二　別表第二を次のように改める。

（別表二）

東京地域　東京都一円、但し島嶼部を除く。

横浜地域　横浜市、川崎市、横須賀市（旧大楠町、旧長井町、旧北下浦村及び旧浦賀町（大津を含まず。）を除く。）、鎌倉市、藤沢市、三浦郡葉山町及び鎌倉郡大船町。

名古屋地域　名古屋市、一宮市、春日井市、瀬戸市、津島市、愛知郡の内天白村、鳴海町、豊明村、智多郡の内大高町、大府町、有松町、東春日井郡の内守山町、旭村、小牧町、西春日井郡の内枇杷島町、新川町及び丹羽郡の内大山町、古知野町、布袋町、岩倉町。

京都地域　京都市。

大阪地域　大阪市、堺市、池田市、吹田市、布施市、岸和田市、守口市、和泉大津市及び高槻市。

兵庫地域　尼崎市、伊丹市、川辺郡、西宮市、芦屋市、武庫郡、神戸市、明石市及び明石郡。

廣島地域　廣島市、吳市、佐伯郡の内甘日市町、五日市町、安芸郡祇園町、温品村、府中町、船越町、海田市町、矢野町、坂村、昭和村及び賀茂郡川尻町。

福岡地域　門司市、小倉市、八幡市、戸畑市、若松市、久留米市及び福岡市。

◎運輸省告示第二百二十三号

昭和二十二年九月一日から山陰本線末恒停車場において小口扱貨物の取扱を開始する。

昭和二十二年八月二十七日

運輸大臣　苫米地義三

◎運輸省告示第二百二十四号

内地連絡運輸規則の一部を次のように改正し、昭和二十二年九月一日からこれを施行する。

昭和二十二年八月二十七日

運輸大臣　苫米地義三

（改正條文省略、但し昭和二十二年八月二十七日運輸公報參照）

◎通信省告示第二百六十九号

昭和二十二年八月十六日から、次の郵便局に、郵便物集配事務を開始した。

昭和二十二年七月二十七日

通信大臣　三木　武夫

名称	位置
湯ノ岱郵便局	北海道渡島國檜山郡上ノ國村字湯ノ岱
日吉郵便局	同北見國常呂郡常呂村字日吉
末廣郵便局	同網走郡東藻琴村字末廣
新内郵便局	同十勝國上川郡新得町字南新内
石坂郵便局	同廣尾郡大樹村大字歴舟村字紋別
中西別郵便局	同根室國野付郡別海村大字別海村字中西別
古多糠郵便局	同標津郡標津村字古多糠

◎通信省告示第二百六十八号

昭和二十二年八月十六日から、郵便局に、郵便物集配事務を開始した。

昭和二十二年七月二十七日

通信大臣　三木　武夫

名称	位置
湯ノ岱郵便局	北海道渡島國檜山郡上ノ國村字湯ノ岱
日吉郵便局	同北見國常呂郡常呂村字日吉
末廣郵便局	同網走郡東藻琴村字末廣
新内郵便局	同十勝國上川郡新得町字南新内
石坂郵便局	同廣尾郡大樹村大字歴舟村字紋別
中西別郵便局	同根室國野付郡別海村大字別海村字中西別
古多糠郵便局	同標津郡標津村字古多糠

正誤

本年三月三十一日官報号外（二）公布法律第二十七号中二百二段十七行「鉱業若しくは砂鑛業」、三百一段終りから五行「前條」は「第二十九号中三五百七十二圓」、三六百一段終りから九行「千三百圓」に、「百分の四十五」は「百分の五十五」、三百一段終りから十三行「鉱区」は「鑛区」、同法律第二十九号中三五百七十二圓」は「五百七十圓」、三六百一段終りから十一行「千三百圓」に、「のいずれも誤り。同百中段「十二」の次行は「二字、「十八」及び「二十」の次行は「二字、「十二」及び「二十二」の次行は「三字、いずれも上るべきの誤り。三七百一段十三行「方法ニ依リ」は「方法ニ依リテ」の誤り。三八百四段五行「審査、云々」は一字下るべきの誤り。三九百五段終りから十三行「鉱区税法」は「鑛区税法」、四〇百一段終りから十二行「剰余額」は「剰余金額を」、四〇百五段終りから六行「ニ　サッカリン」は「三　サッカリン」、七月三日官報内務省告示「第二百一号」は「第二百十一号」、同二十四日同「第四百二十一号」は「第二百二十一号」、同二十八日同「第三百三十六号」は「第三百三十六号」、同二十九日「第二百三十九号」は「内務省告示第二百四十号五行「山の口村」は「山の國村」、七月二十九日物價廳告示第四百二十七号中一八二頁五段末行「八・〇五」は「八・五〇」のいずれも誤り。（以上誤植）

叙任及辞令

◎昭和二十二年八月三日

通信事務官　岡本　忠一

二級に陞叙する

◎昭和二十二年八月二十日

判事　長野　潔

総理廳事務官に任命する

一級に叙する　文部教官に任命する　北村　直躬

一級に叙する　文部事務官　大庭　一郎

一級に陞叙する　判事　大塚久一郎

少年審判官に任命する　臼杵　幸

二級に叙する

検察事務官に任命する　城野和三郎

文部事務官に任命する

二級に叙する　文部教官　横山　亮一

文部事務官兼文部教官に任命する

二級に叙する　文部教官　横山　亮一

（各通）

文部技官に任命する

二級に叙する　地方教官　長田　貞一
田中　順治　工藤　貞夫
溝口　三郎　長谷川善治郎
熊谷　宣夫　森泉　賢吾
横山　文雄　同　同
川村　式　同　同
水野　彦治　同　同
長谷川　潔　同　同
丸山　丈一　同　同
杉山　喜一　同　同
村田　同　同　同
菅原　金治郎　同　同
岡　隆郎　同　同
小林　健治　同　同
文部教官に任命する
二級に叙する

（通）

文部教官に兼ねて任命する　厚生技官　佐々木　幸
二級に叙する　文部事務官　三木　隆太郎
文部技官　田中　作太郎
文部教官　佐々木　大治
同　同　鈴木　清太郎
同　同　關木　良一
同　同　齊藤　次郎
同　同　安在　四郎
同　同　伊神　武八郎
同　同　根守　四郎
同　同　加藤　悦夫
同　同　五郎
同　同　宮口　春雄
同　同　田中　文一
同　同　菅原　まさ
同　同　春田　國弘
同　同　柴田　七郎
同　同　鈴木　善一
同　同　川瀬　勝
同　同　森田　弘
同　同　森岡　正次
同　同　精一郎
同　同　島倉　内山
同　同　石崎　正年
同　同　樽野　藤作
同　同　安藤　敏
二級に陞叙する
総理廳事務官
内務事務官　今井
商工事務官　倉田
地方事務官　鈴木
（各通）
厚生事務官に任命する
二級に叙する
総理廳事務官に兼ね任命する
厚生事務官に兼ね任命する
二級に叙する　厚生事務官　三治　重信
厚生技官に任命する
二級に叙する　金行　洋三
奥田　壽
井上　滿
松島　茂
今堀　肇
磯野　四郎
原田　敏雄
矢ヶ谷　三
峰　彦
八木　一
小林　喜
下村　清治
中村　寅志
清水　茂
青木　俊
寺本　元
丈一　勝
丸山　三
杉山　浦
村田　郎
菅原　金治郎　長谷川善治郎
岡　隆郎　森泉　賢吾
小林　健治　那須　久
横山　文雄　辰巳　爾
川式　潔見　三
水野　彦治　橋本　浦
長谷川　丈一　手島　秀
丸山　喜一　中川　恭
杉山　同　松本　俊
村田　同　西川　明
菅原　同　齋藤　健二
岡　同
小林　同
文部教官に任命する
二級に叙する
厚生事務官　中嶋　又男
同　長岡　賈

（各通）
同　佐間田睦雄
厚生技官　宮田孝一
同　林谷幸吉
二級に陞敍する
総理廳事務官　古賀省吾
保安廳　中村春雄
滅　山本利雄
嘉孝　奥村正鋼
虎雄　鈴木陽一
商工事務官に任命する
二級に敍する

（各通）
商工技官に任命する　佐藤郁文郎
二級に敍する　氏田市衛
内田鑛治

（各通）
同　商工技官　小野健太郎
同　地方事務官　小関幸治
同　大槻恕助
同　荒木義近
同　野辺重太
同　安田
同　川口龍五郎
同　角田信一郎
二級に陞敍する

◉昭和二十二年八月二十一日
運輸事務官兼地方海員審判所審判官　大森重義
総理廳事務官兼運輸事務官に任命する
二級に敍する

（各通）
沼本六三上
佐々木寛司
堀田精造
西山恒治
大藏事務官に任命する
二級に敍する
司法技官に任命する
二級に敍する　高峰博
文部教官　野村芳太郎
二級に敍する
文部教官に任命する
二級に敍する　小藤英登
文部技官　義毛旭
二級に陞敍する
文部教官　菱田耕造
運輸技官に任命する
二級に敍する
運輸教官に任命する　木原研三
二級に敍する
運輸教官　佐野一男
二級に陞敍する

第一回國会政府委員を命ずる（八月二十日内閣）
外務事務官　島津久大
文部事務官　大庭一郎
願に依り本官を免ずる（八月二十一日同）
特定郵便局長　関肇
二級官を以て待遇する（八月三日総理廳）
復員事務官　菅沼良夫
同　中村善吉

（各通）
同　内田廣夫
同　伊藤秀雄
同　日高俊
同　重本満雄
同　佐伯三井良通
同　岡吉岡榮八
同　鈴木佐野治郎吉
同　後久保田辰二
同　柴田懷本由正
同　杉江信雄
同　及川祐治
同　豊治
同　大西武雄
同　藤本茂
同　萬水治義
同　野村健次
願に依り本官を免ずる
総理廳事務官　長澤潔
二十四号俸を給する
公正取引委員会事務局審査部長を命ずる
文部事務官兼文部教官　伊藤俊夫
本官を免じ文部教官に専任する
文部教官　佐伯政見
願に依り本官を免ずる
休職文部教官　川手軍造
昭和二十二年政令第六十二号第三條第一項に依り本官を免ずる
厚生事務官　鈴木鳴海
厚生技官　岩橋恒人
同　菅木源一

（各通）
商工事務官　稲益千代太
逓信事務官　玉利貞雄
願に依り本官を免ずる
（各通）地方教官　堀川一眞
同　坂口勝朗
（通同）大原俊雄
藤村三千憲
同　梶村輝光
願に依り本官を免ずる
地方教官　廣田良平
官吏分限令第十一條第一項第四号に依り休職を命ずる（以上八月二十日同）
濱口巖根
中央経済再建整備委員会委員を命ずる
石川一郎

（各通）
復興金融委員会委員を命ずる
井尻芳郎
川上豊田
北村徳太郎　雅孝
森幸太郎　三鬼隆
願に依り復興金融委員会委員を免ずる
伊達宗彰
復興金融委員会幹事を命ずる
池田清一
二宮善基
森田嘉短

（各通）
願に依り復興金融委員会幹事を免ずる
文部事務官　三木隆太郎
願に依り本官を免ずる
幣原担
願に依り國語審議会委員を免ずる
総理廳事務官　園田圭祐
兼運輸事務官
本官を免じ運輸事務官に専任する
運輸教官兼運輸技官　山本健麿
本官を免じ運輸技官に専任する
運輸教官　畑達郎
願に依り本官を免ずる
運輸省海運総局参與を命ずる
内務事務官　久山秀雄
安座上貞
宮部一郎

（各通）
鉄道輸送中央協議会委員を命ずる
岩崎清一郎
池邊稻生
早川慣一

（各通）
鉄道輸送中央協議会委員を免ずる
農林事務官　岡本貞良
農林技官　鎌谷榮次
田中紀夫
同　齋藤正年
商工事務官　加々美敬司
同　林坦
運輸事務官　石橋季彦
齋藤次郎

（各通）
鉄道運送中央協議会幹事を命ずる
農林事務官　松任谷健太郎
農林技官　三浦辰雄
運輸事務官　壺井玄剛
畠山一夫
土岐達人

（以上八月二十一日同）

◉号外　八月十六日発行本議院会議録第二十二号一六頁

彙報

○司法

◉弁護士名簿登録取消　昭和二十一年十二月中の弁護士名簿登録取消追加は左の通り（司法省）

月日	事由	所属弁護士会	氏名
十二月十七日	請求	宮崎	豊島正巳

國会

○衆議院

◉法律公布奏上及通知　八月二十二日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
船員保険法の一部を改正する法律
◉議案提出　八月二十二日委員長から提出した議案は次の通りである。
裁判官彈劾法案（議院運営委員長提出）
又同日内閣から提出した議案は次の通りである。
國際電氣通信株式会社等の社員で公務員となつた者の在職年の計算に関する恩給法の特例等に関する法律案
◉議案受領　八月二十二日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。
開拓者資金融通法の一部を改正する法律案
◉議案通知書受領　八月二十二日参議院において、本院から送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。
船員保険法の一部を改正する法律案
◉答弁書受領　八月二十二日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員加藤静雄提出菊花紋章の標示に関する質問に対する答弁書
衆議院議員加藤静雄提出法文の用語に関する質問に対する答弁書
八月二十三日の議事日程
◉議事日程　は次の通り。
議事日程　第二十七号
昭和二十二年八月二十三日（土曜日）
午後一時開議
第一　裁判官彈劾法案（議院運営委員長提出）
第二　自由討議　（前会の続）

○参議院

◉報告書提出　本月二十三日委員長から左の報告書を提出した。
文教委員會請願審査報告書

廣告

◉証票無効
第一八一号物價統制令ニ基ク臨検検査証
一葉　昭和二十二年二月七日交付
物價廳第一部渉外課勤務　内閣事務官
高岡謙二名義のもの
右盗難亡失の旨届出があつたから、昭和二十二年六月十八日以降無効とする。
昭和二十二年八月　物價廳

◉工場財團
新田郡太田町大字飯田五百十九番地
有限会社小川機械製作所より同会社所有の工場に属する建物及び機械器具に対し工場財團組成のため所有権保存登記の申請があつたから右財團に属する動産に付き権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は昭和二十二年九月二十八日までにその債権を当廳に申し出られたい。
但し工場財團に属すべきものの目録は当廳に備えつけてあるから関係者の閲覧に供する。
昭和二十二年八月二十七日
前橋司法事務局新田出張所

◉漁業財團
静岡縣田方郡伊東町新井四五番地斎藤哲三より船籍港静岡縣田方郡伊東町帆船一王丸に属する機械器具、漁具等に対し漁業財團組成のためその財團につき所有権保存登記の申請ありたるにより右財團に属すべき動産につき権利を有する者又は差押、仮差押若しくは仮処分の債権者は本公告掲載の日より三十二日以内にその権利を当廳に申し出られたい。
但し右財團に属すべきものの目録は当廳に備付あり関係者の閲覧に供する。
昭和二十二年八月二十七日
静岡司法事務局伊東出張所

定價　一ヶ月十五円　六ヶ月六十円　一部十円
廣告料　本公告　八ポイント　一行十七字詰　三十円
一般廣告　八ポイント　一行十四字詰　二十五円
發行所　東京都新宿区市ヶ谷本村町　國定印刷局
電話九段五三一　振替東京一九〇〇〇　図書課
（國定規格A4判）